

議案第百二号

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金四百九拾万円也

一 起債目的 義務教育施設整備事業費に充当するため
(三朝中学校寄宿舎建設事業)

一 利率 年百分以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による。

償還財源

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。
収入その他一般大入

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

